

富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（下線部分は、改正部分）

新	旧
<p>(組織) 第3条 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、<u>建設部</u>を置く。</p> <p>第5条中 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、15万円以上である場合とする。</p>	<p>(組織) 第3条 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道部</u>を置く。</p> <p>第5条中 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第4項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、15万円以上である場合とする。</p>